

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：峡南広域行政組合代表理事・峡南広域行政組合消防本部消防長

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.2 %
全職員	67.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	69.6%
16～20年	—
11～15年	85.5%
6～10年	—
1～5年	84.0%

【説明欄】

- ・全職員に係る女性職員の割合は、約26%です。
- ・短時間勤務者については、1人当たりのカウントを勤務時間の割合として算出しています。
- ・役職段階別及び勤続年数別の情報において、公表対象となる職員が少数のため特定の職員の給与が推測し得る場合、情報公表となる職員が存在しない場合は「—」を記載しています。
- ・勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
管理的地位にある職員	10.5%

【説明欄】

- ・ 令和８年４月１日時点の割合です。
- ・ 管理職１９名の内、女性は２名です。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
本庁部局長・次長相当職	－
本庁課長相当職	12.5%
本庁課長補佐相当職	4.8%
本庁係長相当職	4%

【説明欄】

- ・ 令和８年４月１日時点の割合です。

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
新採用女性職員	40%

【説明欄】

- ・ 令和８年４月１日採用職員は、男性３名、女性２名の計５名です。

V 職員の平均した継続勤務年数の男女の差異

区分	令和8年度
男性	18 年
女性	14 年

【説明欄】

・令和8年4月1日時点において、任期の定めのない常勤の女性職員は15名在籍しており、その勤務年数は1年目から36年目までとなっています。

VI 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	22.2%
女性	—

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	%	%	%	%
1週間以上2週間未満	%	%	%	%
2週間以上1月以下	100%	%	%	%
1月超3月以下	%	%	%	%
3月超6月以下	%	%	%	%
6月超9月以下	%	%	%	%
9月超12月以下	%	%	%	%
12月超24月以下	%	%	%	%
24月超	%	%	—	—

【説明欄】

- ・育児休業取得可能職員は、常勤職員で9名でした。(女性職員なし)
- ・配偶者出産休暇及び男性職員の育児参加休暇の取得率は100%です。

VII 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	5.9 時間／月
内部部局等以外	9 時間／月